

遺伝子組換え表示制度に関する検討会
第5回議事録

消費者庁食品表示企画課

第5回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成29年9月27日（水） 9:59～12:01

場 所：三田共用会議所 講堂

1. 開 会
2. 遺伝子組換え表示制度の在り方の検討に当たっての論点
3. 遺伝子組換え表示の表示義務対象範囲の考え方
4. その他
5. 閉 会

○湯川座長 定刻になりましたので、第5回「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

出席状況ですが、本日は委員全員が出席となっております。

また、8月22日付で、橋本審議官が着任されましたので、紹介させていただきます。御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○橋本審議官 8月22日付で消費者庁審議官を拝命しました橋本でございます。よろしくお願いいたします。前審議官の吉井と同様、食品表示の担当をさせていただきます。

この検討会でございますけれども、4月から開催されて本日で5回目ということで、これまではヒアリングをさせていただきまして、消費者団体の方々、事業者の方々からさまざまなお話をいただいていたところでございます。

本日から論点を整理いただきまして、いよいよ制度の在り方について御議論いただくという段階にまいっております。委員の皆様方におかれましては、遺伝子組換え表示制度というものが消費者の自主的かつ合理的な選択に資するよう、引き続き活発な御議論をお願いしたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○湯川座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から本日お配りしております資料の確認をお願いします。

○蓮見課長補佐 では、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料の一覧とあわせて御確認をお願いします。

まず、議事次第。

それから、座席表。

資料1としまして、遺伝子組換え表示制度の在り方の検討に当たっての論点（案）。

資料2としまして、遺伝子組換え表示の表示義務対象範囲の考え方（案）。

それから、武石委員から資料を御提出いただいております。「遺伝子組換え表示制度の在り方の検討開始に当たっての論点について」という資料になってございます。

以上が本日の資料でございます。お手元の資料に過不足、落丁等がございましたら、事務局にお申しつけください。

○湯川座長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入っていこうと思います。

本日は、前回もお話ししましたとおり、これからこの検討会でどのような項目について議論をしていくか、その検討すべき項目、論点をまず整理していこうと思います。

前回までのヒアリングなども踏まえまして、資料1に事務局からの提案がまとめてあります。まず、事務局から資料1の説明をお願いします。

○蓮見課長補佐 では、お手元に資料1を御準備いただけますでしょうか。こちらは、第1回に委員の皆様からいただいた御意見や、前回まで実施をさせていただきましたヒアリングをもとに論点を整理させていただいたものでございます。

まず、1ページですけれども、「論点の整理」というペーパーでございます。食品表示

制度は、どのような食品にどのような表示をするかというものが大きな枠組みとなっておりますので、①としまして表示義務対象範囲の検討、②としまして表示方法の検討、大きく2つの柱を考えております。その中をさらに2つずつの論点に分けて検討いただく形で、事務局案をまとめております。

1枚おめくりいただけますでしょうか。まず、表示義務対象範囲についてでございます。論点の1つ目としまして、表示義務対象品目の検討というものを挙げております。論点とする背景でございますけれども、現状、食品表示基準では、遺伝子組換え食品としての安全性が確認された農産物、こちらは8品目になりますが、そちらと、これを原材料とする33の加工食品群を義務の対象品目として定めてございます。この加工食品については、表示の信頼性及び実行可能性の確保の観点から、加工工程後も組み換えられたDNAまたはこれによって生じたたんぱく質が検出可能なものに限定をしているところでございます。

これに対してさまざまな意見が寄せられたところですが、消費者団体等ヒアリングにおきましては、消費者が誤解することのないように、8農産物を原材料とした全ての加工食品を義務対象に含めるべきという御意見がございました。一方、事業者等ヒアリングにおきましては、表示の信頼性、実行可能性等の観点から、現行と同じように遺伝子組換えDNA等が検出できるものを対象とすべきという御意見が聞かれたところでございます。こちらについてさまざまある御意見を整理して、考え方の方向性を委員の皆様には御検討いただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、論点の2つ目、表示義務対象原材料の範囲の検討でございます。こちらを論点とする背景ですが、現状では加工食品の表示義務対象原材料を、原材料の重量に占める割合が高い上位3品目までのもの、かつ原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上の原材料という形で限定をしております。

こちらについては、消費者団体等のヒアリングにおいては、原材料の範囲を拡大すべきという御意見が寄せられましたし、事業者等のヒアリングにおいては、事業者の実行可能性を踏まえた検討をすべきだというような御意見が寄せられております。こちらにも拡大にはどのような支障があるか、あるいは実行可能性が担保できるかという観点から皆様に御議論いただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、大きな論点の枠組みの2つ目、表示方法に入っておりますが、こちらは論点3としまして、消費者にとってわかりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示の検討という形で、1つ論点を立てております。これは義務表示の範囲の話になりますが、論点とする背景としまして、現状、食品表示基準では、分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物と、これを原材料とする加工食品につきましては、「遺伝子組換え」である旨の表示を義務づけております。遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物と、これを原料としている加工食品については「遺伝子組換え不分別」である旨の表示を義務づけているという制度になっています。

これに対してもさまざまな御意見が寄せられました。消費者団体等ヒアリングにおきましては「遺伝子組換え不分別」の表示の意味がわかりにくいという御意見がございました。また、事業者等ヒアリングにおきましても、遺伝子組換え食品に関する事業者への問い合わせのうち「遺伝子組換え不分別」表示の意味に関するお問い合わせが多くを占めているという御報告があったところがございます。こちらのわかりにくい表示をどうしたらわかりやすくなるかというところを皆様で検討していただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、最後の論点でございます。論点4としまして、「遺伝子組換えでない」表示をするための要件の検討という形で題目をつけております。こちらを論点とする背景ですが、食品表示基準では、分別生産流通管理が行われたことを確認することを条件に、非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品には「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができるという任意規定がございます。

分別生産流通管理が適切に行われていた場合でありましても、遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性があることから、分別生産流通管理が適切に行われていた場合であっても、一定の「意図せざる」混入がある場合に「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができる制度となっております。この意図せざる混入率については、消費者庁次長通知で「5%以下」という規定になっているところです。

これに対してもさまざまな御意見が寄せられておりまして、消費者団体等ヒアリングにおきましては、遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず「遺伝子組換えでない」という表示を可能としている制度は消費者の誤認を招くことから、改善が必要であるという御意見、意図せざる混入の基準を引き下げるべきである、といったさまざまな御意見が寄せられました。事業者等ヒアリングにおきましても、具体的な例を挙げて御意見をいただきましたけれども、この意図せざる混入の引き下げというものを考えていく際には、安定供給やコストの観点、こういったものを踏まえながらきちんと検討すべきという御意見が寄せられたと考えております。

今回、これらの4つを事務局からの整理という形で皆様に御提案させていただきますので、まずはこちらの論点でよろしいかどうかを御議論いただきたいと思っております。

事務局からは以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

これまでのヒアリングなどを踏まえて、事務局で4つの論点にまとめていただいたということです。前回までの検討会の中で共通して委員の皆さんから、あるいはヒアリングいただいた方々から表示制度の普及啓発を含むリスクコミュニケーションに関する意見も多く聞かれたところではあるのですが、これは制度そのもの話ではなくて、制度が決まってからの課題になろうと思っておりますので、今回論点としては挙げておりません。当然行っていくべきことという考え方です。もちろん、議論を進めていく中でその重要性をお話しいただくことは差し支えないと思っております。

今の事務局からの4つの論点について、御意見、御質問、追加すべき点でも構いませんので、御意見がございましたらどなたからでもお願いいたします。

武石委員。

○武石委員 説明ありがとうございました。

私のほうから今回、また意見として資料を提出させていただきました。ちょっとごらんいただければと思います。参考資料もつけておりますので、それも含めながら簡単に説明させていただきたいと思います。

「遺伝子組換え表示制度の在り方の検討開始に当たっての論点について」ということで3つほど、そもそも論、制度論とは別に考えるべきではないかといったような論点を掲げさせていただいております。

1つは、表示制度見直しの在り方の検討ということでございます。これは第1回目の資料で主張しましたとおり、事業者にとってみれば27年4月の食品表示法制定に伴う新しい食品表示基準の制定後、翌年4月には新しい製造所固有記号制度の導入、ことし9月からは新しい原料原産地表示の導入と、この3年で毎年食品制度の大きな見直しが続いております。

事業者が容器包装上の表示を見直すためには、一定の時間とコストがかかることから、食品表示制度が毎年のように変更されると、事業者はその都度、全体の表示デザインの見直しや根拠資料の整備、システム変更等が必要になりますということで、参考資料1のほうにつけさせていただきました。

これは実は、原料原産地表示の食品表示基準を検討していただいていた消費者委員会の食品表示部会第40回にセンターの代表として渡邊委員から提出していただいた資料でございますが、新しい原料原産地表示制度を導入するに当たって、この図の中の一番上に書いてございますが、現行の経過措置期間は平成29年秋から始まって平成32年3月末ということで期限が切られておりますが、原料原産地制度についてはこの32年3月末までにはなかなか作業が追いつきませんといったことを説明するための資料でございます。作業①で、例えば原料調査を2年近くかけてやったり、作業②のほうで検証あるいはそのデータ打ち込み、作業③のほうで改版作業ということで、原料調達のところからさかのぼって結構時間がかかりますということで、このときは制度施行から5年ということを要望しておりましたが、いろいろ表示部会のほうで御議論をいただきまして、実質4年半ぐらいという形で、かなりこの主張については認めていただいたのかなと考えております。

そういった経緯もございまして、例えば原料原産地表示一つとっても、こういった見直しにかかるコストなり時間が相当あるということと、消費者の方々の視点から見ても、結果的に新法の大きな目的でございますアレルギー表示や栄養成分表示といった消費者が求める情報提供がこの制度の関連の見直しと一緒に遅れてしまっていて、その情報を求める消費者のニーズに対応できなくなるのではないかと、こういった観点で食品表示部会の中でも消費者委員の方からは、この経過措置期間をもっと短くしろといった議論も出たぐらいで

ございます。そういったこともございますので、この表示見直しの制度に当たっては、こういった点もぜひ考慮していただきたいということでございます。

以下、食品メーカーにとって厳しい事情でございますHACCPの話ですとか、全体の話が書いてございます。最後から2段落目を見ていただきますと、食品表示については平成27年のように表示制度全体を見直すことを基本として、原料原産地表示や遺伝子組換え表示、添加物表示などの積み残し課題については、制度の骨格の議論を今回のように行うということまで否定するものではございませんが、具体的な制度設計は一括して行う、あるいは適用時期を一括して設定するといった表示制度見直しの全体のルール化というのが必要ではないかといったことを提案させていただきたいと思っております。これはなかなかこういった主張をする場がほかにないもので、ぜひこういった場で消費者の御意見もお聞きしたいなということで提案させていただきました。

同じく2番目でございますが、義務表示見直しの優先順位などについてでございます。これにつきましては、第2回の検討会で日本生活協同組合連合会の二村氏や消費生活コンサルタントの森田氏から指摘され、当方も意見として資料提出いたしました。義務表示を見直す場合には、食の安全に関する事項を優先する必要があるとともに消費者ニーズの検証が不可欠と、この点について議論、整理が必要であるということは2回目の資料で私どもも提出いたしましたし、生協さんや森田さんの御意見にもあります。

これは資料2の参考2のほうに、同じく森田さんが提出された「食品表示一元化検討会報告書」の抜粋の資料を参考までにつけさせていただいております。1)の最初のところにアンダーラインを引いてございますが、「食品の安全性確保に関わらない事項については、表示の義務付けを検討するに当たり、個々の消費者にとっての重要性は消費者によって異なることに留意すべきである。表示にはコストがかかり、その情報を求めていない消費者がコスト増を負担することになる。このため、消費者にとってどのような情報が必要か否かを、よく検証すること」と。

この点が実は非常に大事だと思っております。今回の遺伝子組換えの制度の見直しに当たっても、こういった消費者ニーズがどこにあるのかといったところをしっかりと検討していただきたいというのが2点目の論点でございます。

この関連といたしまして、その次に書いてございますように、今回の原料原産地表示を含め、包材上の義務表示事項が遺伝子組換え表示制度発足時と比べて大幅にふえる中で、遺伝子組換え表示について、全ての事業者が包材上の表示を義務づけるような新たな制度を創設することは限界を超えると考えております。仮に新設するのであれば、食の安全にかかわる情報が確実に表示され、視認性が落ちないように、現在、義務化されているものでも、優先順位の低いものについては廃止を含め検討すべきではないか。また、安全性にかかわらないものであれば、義務表示ではなく、ガイドラインのような形で事業者の取り組みを促進する手法を考えるべきではないかといったこともあわせて考えております。

これは参考資料3のほうにつけさせていただいておりますが、これも原料原産地表示の

消費者委員会の食品表示部会の第43回に蒲生委員が提出された資料でございます。FSANZのLabelling Logic（2011年1月）といった、オーストラリアとニュージーランドの食品安全の基準庁といったようなところが2011年1月にこれまでの食品表示についてのさまざまな議論を整理して、今後のラベリングの方向性について整理したものでございます。

この表を見ていただきますと、例えば真ん中の赤いところの食品安全性にかかわるものは非常にリスクが高いということで、行政の介入も一番大きいでしょうし、取り締まりも食品基準法といったところで厳しく取り締まるのですが、一番下のほうにいて、消費者の価値問題については、リスクが低いということもあり、産業界の主導、あるいは共同規制なり自主規制といったものもあり得るのではないかと整理になっております。これはあくまでもFSANZの整理でございますが、こういった整理の考え方も頭に入れながら、全てがある意味義務表示ということではなくて、弾力的なそういった制度の仕組みも必要ではないかと考えたことを提案させていただいております。

それから、3番目のリスクミの話は、先ほど座長のほうからもございましたように、これは当たり前ということでございましょうが、特にこの問題は1回目、2回目と意見で提出いたしました、消費者アンケートの中から伺われる印象は、要は消費者が表示に不安というよりは遺伝子組換え自体に不安を持っているということがこの問題の根源かなということも考えておりますので、15年前と比べて、そこに書いてございますように、食品安全基本法ができたり、さまざまな法整備がされたということをもう一度きちんと国民の方々にPRして、そういった中で、では表示はどうかといったことで順番に考えるのがいいのではないかと考えたことを整理して、論点として提出させていただいたところでございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

遺伝子組換え表示の検討に際しての基本的な考え方、あるいはリスクコミュニケーションの必要性についてのお話をいただいたかと思えます。さらに表示制度見直しの全般についての御意見もお話しいただいたかと思えますが、それらについてはこの遺伝子組換え表示の在り方検討会の枠を超える部分もあろうかと思えますが、それを承知の上での御提案かと理解します。

もし事務局から、その点で何かご発言がありましたら。

○赤崎課長 それでは、ただいま座長からも今の委員の御発言に対してコメントがございましたが、若干補足をさせていただければと思います。

今、武石委員のほうから3点御発言がございました。1点目の表示制度見直しの在り方の検討につきましては、最後のところに、「事業者が余裕をもって表示の見直しを行えるような安定的な表示制度の運用ルールの確立が必要」と書かれております。

検討に当たりましては、当然、遺伝子組換え表示の枠組みの中でいろいろ御議論いただきたいと思っておりますが、仮に一定の見直しを行うとなりますと、十分な周知期間をとって、その間に消費者の方々に制度の見直しについてよく周知をするとともに、事業者の

方にもよく制度の在り方について御理解をいただいて、円滑に見直しを実施していくということが非常に大事なことだと思っております。したがって、実際制度をどう変えるのかとあわせて、一方で円滑な施行に向けて、ここにございます安定的な表示制度の運用という観点から議論をいただければありがたいと思っております。

ちなみに、今遺伝子組換え表示という枠組みで御検討いただいておりますが、これは平成27年3月閣議決定の消費者基本計画で食品表示一元化の積み残しということで、遺伝子組換え、原料原産地、添加物を含めて27年度から5年以内に検討すべきということが政府の方針として決まっております。いろいろ検討課題がある中、横断的な切り口で検討できる要素もございますが、遺伝子組換え特有の個別の事情を踏まえて検討を進めていく点多々ございますので、その意味では今座長からお話のあった枠組みの中で御議論いただいて、一定の方向性を出していただければありがたいと思っております。

2点目の義務表示見直しの優先順位のところでございます。アンダーラインが引かれておりますが、「食の安全に関する事項を優先」ということは「食品表示一元化検討会」の報告でも書かれており、そのとおりだと思っております。ただ、これはあくまで優先順位ということで、安全と情報提供とを分けて、選択のための情報、安全に関係ないものについて一切表示の義務をかけないというのも、これまた現実的ではないと思っております。実際、この遺伝子組換え表示の在り方について御検討いただくときに、安全かどうか等々、いろいろなプライオリティーのつけ方は当然あると思っております。そういう観点を踏まえて御意見いただければありがたいと思っております。

3点目の消費者の理解促進につきましては、先ほども座長からお話のあったとおりでして、リスクを含めた消費者への普及啓発、その他の事業者の自主的取り組みを促すガイドラインなどについては、義務表示の制度をどうするかとは別ではあるものの、いろいろそれらと関連する点もあろうかと思っております。そういう点も十分踏まえて、それぞれの論点の御議論のときに御意見をいただければありがたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

我々の検討できる枠外の内容も含まれておりましたので、事務局から答えていただきました。

そのほか、御意見いかがでしょうか。

江口委員。

○江口委員 今、武石委員から出た内容も、当然私どももまさにそうだなと思っておりますが、そういう中で私ども消費者と直接接している立場のスーパーマーケットとして考えると、今まで素材から総菜へと、商品が売れるものが変わってきていまして、詰め合わせというのでしょうか、複雑な商品が非常によく売れるようになって、ヒアリングでもスーパーの方がおっしゃっていましたが、表示が多過ぎておさまらなくて商品化を断念するなんていうことも実際にはありますので、そういうことも非常に私たちは懸念しているこ

とですので、そこもまず考えておきたいなと思っているところです。

もう一つは、なかなか言いづらいところもあるのかもしれませんが、遺伝子組換えの表示の義務化の内容によっては、既に義務化されている豆腐とか納豆のような原料の調達にもかなり影響を及ぼすという可能性もあります。そうなりますと、スーパーマーケットで豆腐とか納豆というのはいわゆる販売点数が非常に多い商品なのですね。つまり、消費者の生活にかなり入り込んでいる商品ですので、これは通常の食生活の中にもかなり影響を及ぼすことだろうなと思っておりますので、そういうことにつきましても、考えておく必要があるのではないかなと。

これが安全とかいう問題にかかわるものであれば、それは当然やらなければいけないことなのですが、そういうことではないということを前提に考えれば、そういうことも考えることではないかなと考えております。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

武石委員。

○武石委員 赤崎課長から丁寧な回答をありがとうございます。

1点だけ、これはお願いになるかもしれませんが、確かに消費者基本計画に定められたとおり粛々とやるというのはわかるのですが、事務を実際に行っている事業者としては、また今この表示の切りかえの可能性が出てきてしまって、これが実は改版をおくらせてしまうという実態は続くわけなので、これについてははっきりと、例えば32年3月以降の制度の適用を基本とするとか、少なくとも事業者のほうが取り組みに当たってある程度の見込みが立てられるような遺伝子組換えの検討にさせていただかないと、またぞろこれに引きずられて表示の実施がおくれるということは必ず起きてきますので、そこら辺についてはもう少ししっかりした回答をいただきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

実行段階でのタイミングの調整といいますか、経過期間の置き方に対する御要望かということ承ります。

ほか、いかがでしょうか。

立川委員。

○立川委員 今回は論点整理ということで、どのような論点があるのかということでの御提案だったということで理解していますが、こうした論点について議論していくうえで、今後のプロセスがどのようになっていくのか、事務局の方から補足いただければと思います。

こういった論点を議論していく場合、検討会ではあるべき論に割と終始してしまいがちな感じがします。そこで、こうした検討が行われた結果の影響がどのようになり得るのか、英語で言いますとレギュラトリー・インパクト・アセスメントと思いますが、要するに規制がどのような効果をもたらすのかということについて、この検討会である程度事前評価

を含めて検討したほうが良いと思います。ブレイクダウンした論点をそれぞれ議論するのはもちろん重要なのですが、それで出てきた結果に関してどのような影響が見通されるのかということも含めて、この検討会で議論するのかどうかお考えがあれば教えていただきたい。

○湯川座長 まず、座長のほうからお答えします。

特に検討の終期が決められているというわけではもちろんないのですが、そうは言いながらも2年、3年かけて検討を行うというものでもないと承知しております。遺伝子組換え表示の在り方について一定の方向を出すというのがこの検討会に与えられたミッションと私は理解しております。立川委員のおっしゃる視点も非常に重要ではあるのですが、ある程度アカデミックな要素も含まれてくるような気がいたしますが、そういったインパクトまで十分分析するには時間的な制約もございますので、それはまた別の検討の場、例えば我々の検討の後に消費者委員会という場もありますので、そういったところで検討されたほうが良いのかなど、座長としては今そういうふうに思っておりますが、事務局からの考えも伺いたいと思います。

○赤崎課長 先ほど立川委員から、今後の検討の進め方ということで、スケジュール的な段取りについてお尋ねがあったほかに、検討が行われた結果、何らか見直しをするとなった場合、どういう影響があるのか、そういう検証も大事だというお話がございました。

まず、スケジュールにつきましては、今座長からお話がありましたように、確たるものはございません。一応、検討会の設置要領では本年度内を目途に取りまとめ、報告書を作成となっておりますが、目途でございますので、検討次第によっては当然、前後することもあると思っております。

段取りとしましては、きょう論点整理をここで御議論いただいた後、そのフレームに即して各論の議論をそれぞれ行っていただければと思っております。大きくこの4つ論点がありますので、それぞれ順番に。その際は、例えばリスクミとか表示以外の代替方法、自主的な取り組みを促すようなガイドライン、そういう点につきましても問題意識を持ってそれぞれ御議論いただければと思っております。

それで、検討の結果何らか見直しが必要となった場合、その与える影響をいろいろ考慮していくという点でございますが、この点、先ほど江口委員からも、表示の義務の内容によっては原料調達に影響が出てくるのではないかという御意見もございました。きょう御説明しております資料の5ページの下にも、意図せざる混入の基準の引き下げと書いておりますが、安定供給とかコストの観点から困難があるという意見も書かせていただいております。結果、何らかの見直しをすると定性的にはコストが上がるのではないか、その結果、流通及び原料の調達構造も変わるのではないか、そういう問題意識を書かせていただいております。

各論の検討をするに際しては、それぞれ各論の在り方を議論し、一定の方向性を出すとすると、当然それがもたらすいろいろな影響も出てくると思っております。そういうのも

できればいろいろ加味をした上で各論の検討をまずしていただければ。その際の素材になるような御意見としては、これまで2回から4回までのヒアリングでいろいろな有識者からお声を伺っておりますので、それも参考になると思っております。

また、各論について細切れでそれぞれ議論しても、パッケージで見てどうなのだという議論もあろうかと思っております。それは当然、各論の議論の後に何らかそういう形で御意見を伺う場もあるのではないかと。これは座長ともよく相談した上で最終的に決めたいと思っております。

いずれにせよ、そういう検討プロセス、要は各論の検討、それが一通り終わった後のパッケージで捉えたときの検討ということですが、それぞれの場で何らか見直しを行うとなると、それがどういう影響をもたらすのか、当然そういう視点も含めて、まずはいろいろ御意見、御発言をいただければと思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。

どういったところに影響を及ぼすのかというのは重要な話だと思いますので、定量的に詳細な分析まではこの中ではできないと思いますが、どんなところにどういう影響が考えられるかという情報は積極的にいただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

夏目委員、お願いします。

○夏目委員 御説明ありがとうございます。

事務局が用意いたしました論点整理にこれまでの議論の中身も書いてございますから、このとおりだと思います。先ほどは事業者の方々から、この表示制度の改正についてのお考えをお聞かせいただきましたので、消費者側から少し発言させていただきたいと思えます。

私、第1回でも申し上げましたように、消費者は表示を見て商品を選ぶということに尽きるわけでございます。したがって、その表示の内容が正しい内容であるかどうかということはとても重要ですので、誤認を招くような表示では、十分に表示の役目を果たしているとは言えないと考えます。この遺伝子の表示制度ができて15年たちますけれども、制度をつくり上げた当初から見直しの必要がありますということが出されているわけですから、この15年の間にさまざまな環境が変わっている中で、このままでいいと考えるのはどうかと思います。

したがって、各論につきましては論点整理されていますので、これから議論をされていくかと思えますけれども、何らかの形でさらに表示を拡大するという方向に進めていただける、消費者が選択に使える表示であるということ、自主的、合理的に使える表示であるという方向を目指して進めていただきたいと思うわけでございます。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

松岡委員、お願いします。

○松岡委員 私も夏目委員と同じような考えがあります。論点につきましては、事務局が用意された4点が一番の骨子になるだろうと思っていますので、異議はありません。

それから、一つ注文があるのですけれども、資料1の論点1の意見のところ、消費者団体等ヒアリングにおいてというので、消費者団体等のヒアリングの意見が1つだけ載っているのですが、意見はこの1つだけではなくて、検証可能な表示のようなものも必要ということ例えば森田満樹委員がおっしゃっていましたので、そういうことも加えていただきたいなと思います。

資料2のほうに少しそういう整理の仕方があるのですが、資料1のほうでは消費者団体、要するに消費者側と事業者側の意見という形に分かれているものですから、消費者側の意見にも異なる意見があったということは入れていただきたいと思います。資料として後に残るものですので、ぜひ、例えば検証可能な表示とか、誤認を招かない表示とか、そういうことも加えていただきたいと思います。

あと、この論点がきれいに4つに分かれて、4つそれぞれに議論していかざるを得ないと思うのですが、中身を考えて、あっちへ行ったりこっちへ行ったり議論としてはせざるを得ないところが出てくると思いますので、幅を持たせた議論にさせていただきたいと思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

前段のほうで、資料1についてこういった発言もあったという御指摘、どうもありがとうございます。ただ、本日の資料はこれで公開されておりますので、これを今から訂正というふうにはいかなと思います。いずれ、これまでのヒアリングの内容なども取り入れた形で報告をまとめに入るとしますので、そのときにどういった御発言がヒアリングの方々、消費者代表の方々からあったかというところで今の松岡委員の御意見も反映していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員。

○今村委員 今までの議論にもあったことなのですが、総論的な議論というのは必要だと思うのですね。論点として4つ分類してもらったのは全くそのとおりだと思うのですが、それぞれの論点に総論的な問題があって、総論と各論を行ったり来たりしながら議論しなければならないというのは皆さんの御想像のとおりだと思うのです。だから、この各論の議論の後に総論の議論というのをぜひ持ってもらいたいと。

それは先ほど立川先生がおっしゃったように、レギュラトリーサイエンス、既成の科学の中でも最も難しいものだと思うのですね。科学と心というか気分とをぶつけて、どこで接点を見つけるかという究極のレギュラトリーサイエンスだと思うのです。それは各論でもぶつかるし、総論でもぶつかるので。でも、そのためには少なくとも詳しい人の集団で

ないとこれはできないので、各論の議論をした人でないと多分総論の議論はできないというようなことがあると思いますので、ぜひそういう段取りを議論として組んでもらいたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

私も議論を皆さんにご発言をお願いしていく中で、そういった基本的な考え方に留意しながら進めていきたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

武石委員。

○武石委員 立川先生と今村先生に賛同いたします。実は私どもも原料原産地の検討会のときに、表示というのはあくまでも規制行政なので、例えば総務省がやっているような規制の事前評価なりといったものをきちんとやっていただいて、大きな制度変更についてはちゃんと対応していただきたいという要望もしたところでございますし、今回、定量的に分析するのはなかなか難しいという課題はあると思いますが、ある程度枠組みが決まった段階で、これを実際に適用した場合の効果とコストをきちんと比較して、先ほどスーパーの方がおっしゃったように、規制の仕方によっては現場の事業者にかなりデメリットが生じる、混乱が生じる可能性もありますので、そういった点をしっかり考慮した上で制度設計をしていただきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

澤木委員、お願いします。

○澤木委員 消費者の立場から言わせていただきます。先ほどの松岡委員、夏目委員のおっしゃったことにちょっと補足ではないのですが、日本の食料自給率が既に現状としてGM作物を輸入せざるを得ないということは消費者も十分理解をしていると思いますので、消費者は何が何でもNon-GM作物の要求を求めているわけではなくて、ただ実際に使っているか使っていないかということ。「選択するための表示」として表示をしていただいて、消費者が買う、買わないを選択できるような情報としてきちんと表示すべきだと思います。

なぜ消費者が「遺伝子組換え」と書かれていると買いたくないと思うかということ、「安全性のチェックがされている」ということのPR、啓発がきちんとされていないことによって、あと「遺伝子組換えでない」をたくさん見ることによって、遺伝子組換えというのは怖いものだというイメージがどうしてもありますので、その辺きちんと消費者に安全性がチェックされているということは伝えた上で、使っている、使っていないと消費者が選べるような表示をぜひ求めたいと思います。消費者の知りたい情報を表示につなげる努力が消費者の理解を得るための一番の近道ではないかなと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 私ども、分析法をつくっている立場で言わせていただくと、各論は今きれいに整理されているので、各論の議論をこれからするときに根底にあるべきなのは、信頼性のある表示をするために科学的な説明ができるということが一番大事だと思うので、そこを忘れずに議論していただきたいなと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

神林委員、いかがでしょうか。

○神林委員 論点の整理はこれでいいと思いました。何人かの委員からも御意見が出たように、各論で議論した結果が総合的にみた時に、整合性がとれているのかどうかという事は必ず出てくると思うので、そこは総論と各論を時には戻ってということも必要ではないか思います。

既に皆さん、次の議論に入っているようですので、そのまま次の議論に入ったほうがよいのではないのでしょうか。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。一通り各委員のお話をいただいたところなのですが、この論点4つに整理するという事によろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○湯川座長 ありがとうございます。それでは、この論点を4つに整理し、順に議論していくことにしたいと思います。

では、次の議題、議事次第の3になりますが、遺伝子組換え表示の義務対象範囲の考え方から入っていきたいと思います。まず論点の1としまして、資料2が事務局から用意されております。

事務局から資料2の説明をお願いします。

○蓮見課長補佐 では、お手元に資料2を御準備ください。こちらでは、先ほど論点を大きく分けさせていただいた表示義務対象範囲について、簡単にまとめております。

まず、1枚おめぐりいただけますでしょうか。まずは論点1、表示義務対象品目の検討というところでございます。2ページ目、現行制度についてですけれども、繰り返しになりますが、食品衛生法に基づく安全性審査を経た8品目の対象農産物、及びこれを原材料とする33の加工食品群が表示義務の対象品目という形で現在の制度が成り立っております。

この33の加工食品群という整理は、加工工程後も組み換えられたDNA等が検出可能なものとの整理を行っているところでございます。

このように整理された理由につきましては、平成11年当時の考え方をもとに整理されているわけですが、2つほど理由を挙げております。組換えDNA等が、科学的・技術的に検出できず、公的機関による事後的な確認等が困難であるため、虚偽表示の横行等により表示の信頼性や実行可能性を欠くこととなるということ。それから、組換えDNA等が加工工程により除去・分解されて、食品中に存在しない場合には、遺伝子組換え農産物を原材

料とするものと非遺伝子組換え農産物を原材料とするものとの間で、製品レベルでは科学的に有意差がないということになりますので、区別した表示を義務づけることは困難。このような整理がなされた結果、加工後も組換えられたDNA等が検出可能なものにのみ義務を課しているという整理になっているところでございます。

次の3ページ目は第1回の検討会の資料を再掲しておりますが、現在義務対象になっている品目はこのようになっているということをご参考に入れたものです。

次のページはヒアリングで得られた意見の概要ということで、簡単ではございますけれども、まとめております。

大きく分けると、全ての8農産物を原材料とする加工食品に拡大すべきという御意見と、組換えDNA等が検出できるものを対象にする、すなわち、現行の制度を維持すべきという2つの意見に分かれると思っております。まず、全てに拡大すべきという御意見としては、消費者が誤解することのないよう全ての食品に表示を義務づけるべき。例えば大豆製品で見えますと、豆腐は義務対象、一方、しょうゆは義務対象でないということで、表示がないことの意味する内容が違ってきますが、対象かどうか消費者が瞬時に判断できず、それによって誤解が生じてしまうという可能性があるため、ここはきちんと整理をして、全てに表示を義務づけるべきという御主張だったと認識しております。また、消費者の知る権利に配慮するために、遺伝子組換え原材料を使っていたら組換えの表示をすべきだという御意見もございました。

一方、現行の制度を維持すべきという御意見が多数寄せられておりましたけれども、義務で表示させる以上はきちんと組換えDNA等が検出できることが必要不可欠だという御意見もありました。ただ、新たに検出が可能になったものについては、義務に加えることについて異論はないという御意見もあったかと思っております。また、表示の信頼性、実行可能性、事後検証性、国際整合性、さまざまな観点からこれまでの考え方を原則とすべきという御意見もありました。このあたりは、先ほど松岡委員から御指摘がありましたように、消費者団体側の方からもこういった御意見が寄せられているものと思っております。

また、組換えDNA等が検出できないもの、特に海外で製造されて輸入されるようなものは国内での事後検証ができないので、商品の信頼性の低下や、偽装表示を招きやすい状況をつくってしまうのではないかと懸念も示されておりました。

さらに、組換えDNA等が検出できないものにまで義務の範囲を広げた場合、非遺伝子組換え原材料に需要が集中してしまうのではないかと懸念も示されておりました。そうすると、原料の価格高騰、原料の必要量が確保できなくなる、こういった事態に陥る可能性があるということも懸念する声もありました。

また、社会的検証を監視に取り入れるためには、国際的な合意を得た上でシステムを構築することが必要というお話もございました。

このようなヒアリングで得られた意見をもとに整理したもので皆様に御議論いただきたいと思っておりますので、義務対象品目の考え方という形で次の5ページ目にまと

めております。

当然、組換えDNA等が検出できない加工食品にも表示義務を課した場合、全ての加工食品に組換えの原材料を使用していればその旨が消費者にわかるように表示されることとなりますので、より消費者にとってわかりやすい制度になりますし、対象品目とそうでないものとの表示の違いによる誤認を回避することもできます。

ただ、下の枠の中に書いてあるような問題点がありますので、この問題点についてどのようにお考えになるかというところを皆様には御議論いただきたいと思っております。

ヒアリングで得られたことの繰り返しにはなりますけれども、遺伝子組換えの原材料を使用したものと遺伝子組換えでない原材料を使用したものとの間に実証可能な差異がない、科学的な検証ができないということは、製品レベルでは差異がないということになりますので、そういった科学的検証ができないものに義務表示を課するのはどうなのかという点。

科学的検証ができない加工食品について偽装表示の監視をする場合の手段としましては、書類の確認等、社会的検証のみがその手法になるということになりますが、それでよいのかという点。

それから、原材料から国内で製造される加工食品であれば、その原材料を検査することで、書類の真正性の確認も可能です。EUの調査ではこのような調査方法を用いているという話を聞いていたところではありますけれども、加工食品の状態での輸入される食品の場合、その根拠書類の真正性というのを、原材料を調べることができませんので、十分に確認することができないという問題が生じてしまいます。その結果、表示の信頼性を損なう恐れがある。この問題をどう考えていくかという点。

さらに、日本は多くの原材料を輸入に頼っているという現状がございますので、国際的なトレーサビリティ制度もなく、国内の事業者が書類等の真正性が確認できないという状況下で取引に影響を与えないか、そのようなところもあわせて御検討いただきたいと思っております。

次の6ページ目は参考ですけれども、科学的検証について簡単に御紹介をさせていただきます。何回も出てきている言葉でございますけれども、この科学的検証に用いられている検査方法というものは、消費者庁の次長通知「食品表示基準について」に定められております。

大豆とトウモロコシの検査法というのは、義務表示の対象となっている加工食品の検査、原料穀粒における検査の大きく2種類に分けられております。

まず、加工食品の検査方法ですけれども、検査対象は義務表示対象品目になっておりますが、これは組換え大豆ですとかトウモロコシが含まれているかどうか、プラスかマイナスかの定性検査を行うものになっております。この加工食品から混入率は算出できません。

一方、原料穀粒の検査になりますけれども、これは原料となっている大豆とかトウモロコシを対象とした検査でございます。まず混入率が5%を超えるかどうかの確認をいたします。5%を超えている場合はスタック品種の影響なども鑑みまして、スクリーニング

検査と粒単位の検査を実施して2段階で確認をするという手法をとっているところがございます。こちらは後ほどの論点でも話題に上るかと思っておりますので、今ここで簡単にご紹介をさせていただきました。

また、この論点に関連しまして、コーンフレークについて状況を簡単に御説明させていただきます。昨年度、遺伝子組換えに関する表示対象品目の検証事業におきまして、DNA等が検出されましたコーンフレークにつきましては、今年度も国立医薬品食品衛生研究所に委託をしまして、検知法開発のための検証をしていただいている状況でございます。今年度は資料を増やしたり、また外部の機関でも試験を行うなど、検知法の再現性を検証していただくというを行っております。こちらを簡単に御紹介させていただきます。

では、次のページです。論点2のほうに入っておりますが、表示義務対象原材料の範囲の検討となっております、8ページのところで現行の制度について再度確認をさせていただきたいと思っております。

まず、食品衛生法に基づく安全性審査を経た8品目の対象農産物及びこれを原材料とする33の加工食品群の主な原材料が表示義務の対象となっております。この「主な原材料」が指す意味ですけれども、「原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5パーセント以上であるもの」という形で整理をされております。これは食品表示基準に明記をされております。

このように整理された理由というのは以下のとおりと書いてございますけれども、原材料表示の範囲を主な原材料とするような国際的な取り扱い、これはコーデックス規格になりますけれども、その原材料の取り扱いというものを参考にしているという点。あとは事業者の実行可能性というものを考慮して、原材料に関する国内の別の表示規制を参考にしているという形になっているというものでございます。

次の9ページ目ですけれども、こちらはヒアリングで得られた意見の概要を整理しております。

これも大きく分けますと、表示義務対象の原材料の範囲を拡大すべきという意見と現行制度を維持すべきという御意見だったと思っております。まず拡大すべきという御意見の中では、消費者の遺伝子組換えかどうかを知りたいという要望に応えられるかどうか前向きに検討してほしいという御意見がございましたし、使っていたら「遺伝子組換え」と書くべき、それが消費者の知る権利に応えることになるという御意見が寄せられていたかと思っております。

現行制度を維持すべきという御主張の理由としましては、昨今、個食化が進み容器包装が小さくなってきている、義務表示事項以外にも容器包装には記載すべき事項というものがある、表示スペースの問題を考えると現状のままでいいのではないかなという御意見がありました。また、インスタで加工された食品に使用するプライスラベルには文字数に制限があり、商品化を断念するようなものもあるということがヒアリングで聞かれた意見でございますけれども、これ以上表示を増やす場合は、そもそもの値付け機の更新な

どが必要になって、投資が必要になってくるという御指摘がございました。

ここではその他として、もう一つ御意見を挙げています。これはこの論点に関するものだけではなくて、ほかの論点でも関連することかと思いますが、重要でありますのでここで挙げさせていただきました。事業者の実行可能性、社会的ニーズ、優先度の問題も含めた表示スペースの問題、それから見やすさの観点、こういった表示全体のバランスを考えながら検討していくことが必要だということが御意見として挙げられていたかと思います。

次のページが皆様に御議論いただきたい考え方を整理したペーパーになります。表示義務対象原材料の範囲を拡大した場合には、当然のことながら消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資する情報提供の範囲が広がりますので、表示制度としては充実したものになります。ただ、以下のような問題点がありますので、その点をどう考えていくかというところを皆様に議論いただきたいと思っております。

まずは、平成11年の遺伝子組換え表示制度導入時よりも表示義務事項というものの自体も増加しているところでございます。食品表示法が施行されたときには栄養成分表示も義務化されておりますが、直近で言えば、ことしの9月1日から新たな加工食品の原料原産地表示制度もスタートしてございます。

さらに、ヒアリングでも寄せられた意見ですが、個食化が進んで容器包装が小さくなっている傾向もあるということをどのように考えていくか。遺伝子組換え表示につきましては、30平方センチメートル以下の容器包装の場合は省略できるという規定がありますけれども、それでは50平方センチメートルのときはどうするのだろうかという問題は残りますので、小さくなってきている包材にどのように対応していくか、このあたりもあわせて検討いただければと思っております。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

論点1、論点2をあわせて説明していただきましたけれども、議論についてはもちろん順番に論点1、それが終わってから論点2と進めていきたいと思っております。

事務局からの説明の中で、コーンフレークについてもお話がありました。これは昨年度の調査結果が第1回目の資料に盛り込まれていたものなのですが、今年度も引き続きまして、近藤委員のほうでDNAの検知法を検討されているという状況とのことです。いずれかの時期に近藤委員から途中経過の報告をいただけるとありがたいと思うのですがいかがでしょうか。

○近藤委員 昨年度に続きまして、今年度は製品の種類をふやして、再現性とかも含めて再検討しておりますので、途中経過については次回の検討会で御報告したいと思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、論点1、資料2の前半部分ですが、義務対象品目の検討から議論を始めていきたいと思っております。どなたからでも御意見、御発言をお願いしたいと思います。

武石委員、お願いします。

○武石委員 表示義務対象品目の検討のところで、全ての加工食品に拡大すべきという消費者の方の御意見と、どちらかというところのほうは事業者が中心になった意見かなと思っておりますが、必ずしもこういった対立構造ではないとは思っておりますが、事業者としては消費者の方に必要な情報は積極的に提供していくといったスタンスではあると思いません。

ただ、総論にちょっと立ち戻るような話なのですが、消費者のニーズをどう捉えるかといった視点で、例えば全ての加工食品に拡大すべきかといったようなアンケートを実は1回目の検討会で消費者意向調査というのが示されておりました、その結果を見ますと、例えば表示義務の原材料について表示義務を拡大すべきは3割だと。アンケート結果で見ますと、約17%の方が今の制度が適切だと。それから、3割の方が全てに表示すべきだといったようなこと、それから今よりは少し詳細にすべきだ、わからないといったようなことがあって、この数字だけを見ると、必ずしも全ての原材料について表示を拡大してくれといった消費者のニーズが圧倒的に多いといったような状況ではないと思うのです。

そういったときに、消費者代表の意見としてこういったものを取り上げて、そういった方向がまずありきといった形で全体で議論していくのはどうかと、そこら辺の消費者ニーズの分析をもう少しきちんとしたほうがいいのではないかと、せっかく意向調査などをされているので、そういった意向調査をどう捉えるかといった点が1つ大事なかなと思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

夏目委員、お願いします。

○夏目委員 ただいま消費者の意向調査の結果に基づいて武石委員から御意見が出たわけでございますけれども、消費者のニーズということを使うときに、では消費者アンケート調査、意向調査をしたときに、消費者ニーズが70ならいいのか、100でなければだめなのかということになってしまうと思えます。3割であっても消費者が表示を求めるということであれば、できるだけ表示の拡大に向けて努力をしていくという方向性は必要なのではないかなと思えます。

遺伝子組換え食品につきまして、消費者の理解が進んでいないという現状を見ましたときに、これも私、既に発言させていただきましたが、必ずしも消費者が遺伝子組換え食品について理解していない状況の中では、なかなか意向調査にも適切に反映されないという側面もあるのではないかと懸念をしております。

それは別にしまして、論点1の問題につきましては、要は組換えDNA等が検出できるものを対象にするかどうかで、それでもって全ての食品に表示を義務づけるかどうかということも決まるわけですね。ですから、検証を社会的検証にまで広げるかどうかという論点があるのだらうと思えます。

もちろん消費者としてはEUのように全ての加工食品に義務づけをして、全ての食品に表

示を義務づけるということは望ましいとは思いますが、食料自給率が圧倒的に違うEUと日本の現状を考えたときに、そういう方向が可能かどうかというのはとても消費者としては悩ましいと正直思います。

ましてや、30%台の自給率しかないという日本の食料状況の中で、外国に頼る製品について社会的検証ができるかどうかというのは、ちょっと私はわかりかねておまして、このところでもって、本当はしてほしいのだけれども、それが可能でなければほかの方法もやむを得ないし、またはその科学的な検証と社会的検証を埋める方法、その隙間を少しでも近づける方法があるのかどうかというところをほかの委員の方にも御意見を出していただけるとありがたいなと思っております。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

品目を拡大するかどうかの一つの判断のポイントとして、社会的な検証というのが可能かどうか、恐らくその可能性の中にはコスト、実現性といった問題も入るのかなと思いますけれども、そういった御意見だったと思います。

立川委員。

○立川委員 この問題との関連で、夏目委員からも御紹介がありました社会的検証について申し上げたいと思います。科学的検証と社会的検証の関係について、もしも可能であれば、次回にでも事務局のほうからもう少し補足説明などをしていただくと良いと思います。

今回は6ページ目に科学的検証についてのみ資料が添付されておりますが、科学的な検証と社会的な検証が遺伝子組換え食品の表示に関連してどのようなステージでどのように使われているのかというのは、それぞれ多分違うのだと思います。輸入通関時においては社会的な検証が主であって、科学的な検証は従だと思われま。一般流通の中でも事業者の確認等は基本的には社会的な検証で行われているのではないかと思います。あとモニタリングや規制遵守の確認に関しては科学的な検証が主で行われていると思われま。要するに流通ステージごとに科学的な検証と社会的な検証の使い分けが行われていると考えられます。

またEUの話にも関わりますが、社会的な検証もトレーサビリティと日本が採用しているIPハンドリングとはかなり発想が違うものでありますので、IPハンドリングとトレーサビリティがどのように違うのかということに関しても、補足して認識を共有しておいたほうがこの議論が進むのかなと思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

こちら辺の考え方を整理しておきたいと思うのですが、立川委員のお話はもっともなことで、これは事務局からそういった資料が出るかどうか後で相談をしたいと思いま。ただ、その資料が出ないと検討が進まないとなってしまいますと、ここで議論がストップしてしまいますので、それはそれで次回以降、資料が出た段階で再度それを見て検討

するという事になるかと思いますが、議論としては進めていただきたいと思います。

○立川委員 もちろんそのように進めていただければ結構です。今私が申し上げた資料は、論点1だけにかかわらず、ほかの論点3や、例えば不分別表示をどうするかということに関しても重要な資料になるかと思いますが、後々の議論のためにも御準備いただきたい。私も補足資料を作成することができれば、提供したいと思っています。

○湯川座長 ありがとうございます。その点も含めて、事務局と立川委員との間で相談をしていただき、どういう資料を出せばいいのかというところを検討していただきたいと思っています。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員。

○今村委員 今の議論の続きなのですが、検証と言ったときに、一般的な検証という話、今のDNAの検出の話は一般的な検証なのですが、監視を行えるかどうかというのは次元が違うものだと思うのです。一般的な検証で言えば、組換えDNAが出ているかどうかというのは、何となく出ているということであれば指導が行えると思うのですが、一般的な指導の範囲に比べて、これは法律に基づく事項なので、刑事事件として立証するかどうか、犯罪捜査として追い込めるかどうかということだと思うのです。

犯罪捜査としての証拠を全部積み上げられるかどうかというのは、一般的な検証ができるというレベルとは詰め方が大分違うという問題があって、この場合ですと、一般的に検証できますかという話と、本当にそれは監視で刑事事件として立証できますかということとを2段階にちゃんと分けて考えないと、一般的な検証ができるという話と監視ができるという話はイコールではないので、そこのところは注意をするべきだと思いますし、特に刑事事件としてということになったら、後でひっくり返るような検査というのは非常に困るわけです。

そういう意味では、ここまでいけば確実に挙げられますよねということができるようなものでないと、実際には取り締まりが難しいということがあると思いますので、それをぜひ議論の際に念頭に置いていただければと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。そういった確実な方法でかつコスト面も考えて、日常的に使える方法として用意されているかどうかというのが判断の上で大事だということですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

武石委員。

○武石委員 先ほど夏目さんから非常に貴重な御指摘をいただきました。おっしゃるとおり、特に遺伝子組換えの表示の制度については、EUとか他国の制度はその国独自の農産物の流通事情なり食料事情があってできている制度ではないかということは、プレゼンの際にも、例えば油糧輸出入協議会の井上専務がEUとアメリカの穀物戦争みたいなことを例に

出して、かなり地域的な、あるいは政策的な意図があってできている仕組みではないかと。

要は、各国の制度を考えるとときに、一番よく言われるコーデックスでは例えばどんな取り扱いになっているのかとか、そこら辺の資料もあわせて見ていただいて、先ほど夏目委員がおっしゃったように、各国のそういった食料事情なんかも考慮しながら考えていかないと、単純に数字とか対象だけを比較して議論するというのは少し誤りではないかなと感じました。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

松岡委員。

○松岡委員 先ほどの刑事事件としての立証まではいかなくても、検証ができないということが多々あると思います。ますます輸入原料が多くなっていますし、穀物のような状態で、原料そのもので入るわけではなく、既加工されたものが入ってくるのが現状としてはどんどん多くなりますし、輸入相手国も東南アジアから入ってくるということが日本の場合は非常に多いということを考えると、社会的検証というのなかなか困難なところがあると思うわけです。

ですから、そういう信頼性が余りわからない状況のものに頼って表示をするということは非常に危険で、正確ではないと思いますので、検証可能な範囲のところでは表示対象を決めざるを得ないと思っています。消費者の選択の問題ということでしたら、その辺でとどめないと、怪しげな表示も選択の範囲の中に入ってしまうというのはかえっておかしなことになりますから、正確に表示されているものを選ぶということで線引きをすべきではないかなと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

江口委員。

○江口委員 2ページにも書かれているのですが、当初この対象品目を決めるに当たって科学的・技術的に検出できないために公的機関による事後的な確認等が困難ということで、そういう検出できないものについては対象外になったということは非常に我々にとっても重要なことでありまして、お客様といいますか消費者と接するに当たって、何をもってこの表示をしているかということはどうお伝えするかということが非常に重要な場面がございますので、きちっと検証できるということが重要だろうなと私も思っております。今よりも技術的に進んで、検出できるのだということになれば、それは対象になるということで議論することもあるのかもしれませんが、でなければ、今のこの表示の対象品目は維持するというのがあるべき姿ではないかと考えております。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

神林委員、いかがですか。

○神林委員 私の個人的な感想ですが、科学的検証、社会的検証というのは非常に重要なポイントではあると思うのです。第1回の検討会において、今のところコーンフレークぐらいしか技術革新によって検出可能というものが無いというお話がありましたので、そうするとコーンフレークしか表示義務の対象が広がる可能性はないということになってしまいうわけです。この4ページの資料を見る限りにおいては、今の制度の枠組みをどうも変えられない、現行制度での延長線上でしか物事が考えられないと読めるなどと思った次第です。

消費者の立場で物事を考えたときに、遺伝子組換え農産物を使っているか使っていないか、それを知りたいのですという気持ちは非常に大切にしなければいけないと思っています。そうした場合に、表示義務対象品目である商品の中で、表示しなければいけないものと表示する必要がないものの両方があるというのは、非常にわかりづらいと思うのです。

ですから、まずは表示義務対象品目である8品目を全部表示しなければいけない、あるいは表示をしたとした場合に、何か解決方法はないのかどうかという議論をすべきなのではないか。このままだと、多分今の制度の延長線で終わってしまうような気がするものですから、そうするとこの委員会で検討する意味が余りないという気もするので、例を挙げて大変申しわけないのですが、食用油とかしょうゆといったものに表示をするとした場合にどういう部分が問題になるのか、まさにここに書いてあることなのでしょうけれども、そういう感度でもう一回検討するといいますか、議論をしないと意味がない、そんな印象を受けております。

○湯川座長 ありがとうございます。

具体的な品目も挙げていただいて、拡大してはという御意見でしたけれども、そこら辺も含めて品目をどうするかということでもまた議論を広げていきたいと思いますが、御意見いかがでしょうか。

検証ができなければ、品目拡大は難しいのではないかという意見もありました。それから、消費者の知りたいという要望に応えるということで、検証できる方法の有無は一旦置いておいて、今義務づけられていない品目にも拡大していく必要があるのではないかとの意見もありました。2つの意見が複数の委員から出ているという状況かと思えますけれども、ここをどう折り合いをつけていくかという議論をしていきたいと思えます。

武石委員。

○武石委員 非常に根本的な議論だと思います。そのところ、例えば今回の資料2の2ページに現行の制度についてというところで、過去の検討会でこういった8品目なりDNAの検出・不検出で整理した理由について、3つ目の■で、先ほど説明がありましたけれども、DNAが科学的・技術的に検出できないので事後的な確認が困難だとか、実質的に品質的に差がないといったようなところ、この2点について、これに変わるような新たな知見とか新たな手法があり得るのかというのを少し議論して、そこら辺が本当にあるのであれば、そういった点について議論を深めてやっていくのはやぶさかではないと思いますが、現時点でこの2つのきちんとした根拠についてこれではおかしいというような整理が果たして

できるのかというのは、事業者側からすると難しいのではないかなと思います。

○湯川座長 ほか、いかがでしょうか。

澤木委員。

○澤木委員 生協さんとかイオンさんでは今、そもそも表示義務のないものについて、枠外ですけれども書かれたりしておりますので、検証できないものについての表示義務を私も消費者としてはぜひ求めたいところではありますが、なかなか難しいというところもあると思います。ガイドライン等で、事業者さんは枠外にでもなるべく表示していただくのも一案だと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

義務づけまではしないにしても、ガイドラインで表示を奨励していくというお考えですね。

ほか、いかがでしょうか。

松岡委員。

○松岡委員 表示を求める人たちというのは、表示がしてあるかどうかを見ればよいというよりも選ぶためですので、それはほとんど遺伝子組換えの食品でないというほうを選びたいからそういうことになるわけです。そうすると、遺伝子組換えでないということがはっきりわかるような表示制度というのも考えてもいいのではないかなと思います。

今は5%云々とか、そういう複雑な制度が入り組んでいるわけですがけれども、もっと明確にこれは使っていませんというのを宣言して、ただしそれは認証制度のようなものできちんと担保し、5%以下なんていう曖昧ではなく、もっと低い数値のところをボーダーラインにしてやるということを考えていくことが必要ではないかなと思います。

現在ある制度そのものは、私は残しておいていいと思うのですが、一番問題になるのは、選ぶというところに主眼があると思いますので、安全性の問題ではないと私も思うのですが、遺伝子組換えのものでないということがはっきりわかる、そうすると事業者さんも強調できますし、消費者もわかりやすく選択することができると思います。原料を調達するのもそのように調達していくわけで、表示もしやすくなっていくのではないかなと思うわけです。

ですから論点が、私が先ほど言いましたように1、2、3ではなく、ちょっとごちゃごちゃになって先の話にもなっているのですが、そういう考え方も必要で、そうすることによって対象範囲の考え方もちょっと柔軟性ができるのではないかなという気がします。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

論点4にも関連するお話かと思えます。

夏目委員、お願いします。

○夏目委員 先ほど発言がございましたとおり、話が重複してしまいますけれども、事後検証性、科学的検証性というところに焦点を合わせてしまうと、もう拡大はほとんどされ

ないという状況になってしまって、消費者が知りたいという思いを持っている表示の拡大にはつながっていかないというふうになってしまいますので、そうではなくてもっと違うところで、例えば表示の方法であったり、義務表示の中でも表示をしなくてもいいという要件があるわけですよね。上位3位まで5%というような数字もありますので。

そういったところも含めて表示を拡大する方法があるのではないかとおっしゃるかもしれませんが、可能ではないかというような方向に向けて、もう少し柔軟的に表示の拡大に向けて御議論をいただきたいと消費者としては願っております。

○湯川座長 ありがとうございます。

近藤委員はいかがですか。

○近藤委員 表示の義務対象品目の拡大については、科学的に検証できるというのであれば拡大する方向というのはそう間違っていないと思うのです。ただ、消費者サイドが今おっしゃっている検証できないものまで含めて議論していただきたいというのは、例えば全品目に対象を広げてしまうと、逆にそれを悪用してしまうということがここにも書いてあります。

そうすると、消費者サイドが言うように全品目を義務対象にしたとして、実際は表示をわざと書かないという、そういう悪用される事例もある。そうすると、逆にそれは消費者が間違っただけのものを選択しているということで、結局全品目に拡大することは消費者の不利益になることにつながるのではないかと思います。その辺は品目を油とかそういうところまで広げたいと思っている方は、そういう状態になるということを想定しているのかどうか、その辺も一回聞いてみたいなと思っています。

○湯川座長 今回の近藤委員の御質問は、品目を拡大することによる消費者のメリット、デメリットということですか。

○近藤委員 検証できないところまで対象を広げたというのをやったときに、そういう制度としてつくったときに、わざと表示しないという業者が出てくるということも想定されるわけですよね。そうすると、消費者としてはわざと表示していない、つまりそれが組換えでないかと判断してしまう。本当は組換えなのだけれども、業者の悪意によって表示していないので組換えでないかと消費者が選ぶのだけれども、実際は組換えだった、そういう不利益につながるというところもあるので、そうすると検出できないというところまで広げるとするのは無理、技術的にも検出できないし、消費者にとっても不利益になると私は思うのです。

○湯川座長 わかりました。

夏目委員。

○夏目委員 ただいまの御意見に対して、消費者がどう思うかということだと思います。拡大したときに事後検証ができないために、商品の信頼性が低下したり、偽装表示をする業者が出てくる。これは拡大してもしなくても同じことだと思います。つまり、悪意を持って事業を行う業者がいるとすれば、それは信頼性を低下させますし、偽装表示も当然す

るわけです。食品の偽装表示というのは後を絶たないわけですから、例えば遺伝子組換え食品でこの後拡大をするというように仮になったとしたときにこの問題が起きるというのは、この問題は遺伝子組換えにかかわることだけではなくて、食品全てにかかわることなのだろうと思います。

そういうことが起こらないために監視をするのであり、社会的検証もするのだと私は思っておりますので、消費者としては拡大するほうのメリットが大きくて、拡大したためのデメリットのほうが大きいとは決して思いません。

私の考え方は以上でございます。

○湯川座長 この問題については、先ほど今村委員が関連でお話もあったと思うのですが、こういう議論が出ていかがでしょうか。

○今村委員 私は基本的には全体に表示するべきだと思っているのです。その中で実際に監視に携わってきた人間として、どこまで不正をたずることができるかという線で切ると、どうしても検知がないと追い込むことができないでしょうということ、近藤委員もそういう意味でおっしゃっていただいていると思うのですね。

それに対して、そんなにきちぎちぎ追い込まなくていいですよ。どっちかという、ちゃんと表示してくれたらみんな褒めましょうという制度であれば、そんなに厳しい検証を求めないので、そういう二重に、自主認証制度があって規制は規制であってというのは存在し得るのかなと思うのです。

ただ、これのデメリットとしては2つの基準が出てきますから、2つの基準で運用することの難しさが出てきますので、片方は多少ごまかしても構わない制度で、片方は決して許さない線ということになりますから、この議論で一番重要なのは、決して許してはいけない線というのはここで決めなければいけないと思うのですね。

それに対して、ちょっと緩い線ということであれば、自主認証制度としてつくってもらうように政府から働きかけていただくとか、業界の自主的な取り組みというのは選択肢としてあると思うのです。ただ、ここで決められるかどうかということになります。それはお勧めとして出していく話と考えるので、ここで決めるべきこととお勧めとして出すことというのは分けて考えたほうがいいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

立川委員。

○立川委員 今の今村先生のご発言で気が付いたことですが、全ての品目に義務表示を拡大した場合に、検証可能性の点で食品ごとに違いが生じることになります。ということは、検証可能性が高い食品の事業者と検証可能性の低い事業者の間で遵守すべきコストと申しますか、どの程度遵守しないといけないかということの義務感なり費用負担に違いが生じる可能性があることになります。この点をどう考えるのかという論点もあると思われま。

○湯川座長 ありがとうございます。製造業者のモラルの低下に結びつくおそれがあるという御指摘かなと受けとめました。ありがとうございます。

一通り皆さんの意見は聞いたのですけれども、各委員の御発言を受けて、再度御意見、御発言あれば、どなたからでもお願いしたいと思います。2巡目というような感じです。

江口委員。

○江口委員 いろいろお話を聞いていて一番思いますのは、私も最初にも申し上げましたとおり、検証できるかできないかということは非常に重要なことだと思っています。我々事業者が一番怖いのは、風評被害のようなはっきりとわからない、根拠のないことで、ちゃんとした証明ができないというか、お客様にちゃんと伝えられないみたいな場面があると、その事業者にとってはかなりの打撃にもなりますので、そういうものがちゃんと証明できるという環境は絶対必要だなと私は考えておりますので、そういうことを重視すべきだなと思っています。

○湯川座長 ありがとうございます。

神林委員は拡大でどうかという御意見でしたけれども、いかがでしょうか。

○神林委員 性善説に立ってしまうものですから、そういう悪質とか故意とかは置いておいて、表示ができるものだったら表示したほうがいいのではないかという感度なのです。

ただ、現在の科学的検証というところで縛られてしまうと何も議論が進まないという意識があったものですから、そこを取っ払ってみて、何かほかの方法はないのかなということと課題提起させていただいたということです。

実際のところ、私どもも穀物を輸入する際、一部の物についてIPハンドリングを行っています。その場合、証明書を出し、海外の生産者ともきちっと検証したものを輸入しなければいけないので守ってくださいねというような契約を結んだ上で輸入しているわけで、それがどこまで社会的にも信頼を置けるのか、そういったことがほかも含めてやれるのかどうかということだと思います。

それから、最初の議論にもありました、表示の義務化に向けた時間的な余裕さえ確保できれば、海外との間で、農家の説得も含めて、契約栽培ができるのではないかと思います。あとはそれをどういう形で表示にするか。義務にしてしまうと、証明できなければ犯罪が起きるということは確かにあると思いますので、正しい表示の仕方として、表現も含めてどういう形であれば実施できるのかとセットで考えておく必要があるかなと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

皆さんの御意見をお伺いして、基本的には品目を拡大、消費者の知りたいという要望に応えるという意見、それから検証できるかどうか、これは単に社会的検証も含めて頑張ればできるじゃないかというような問題ではなくて、検証できないものに義務を課すと、さまざまな不正表示、監視業務執行上の問題、それから企業のほうにしても、どうせわからないからというような不正が横行するおそれ、それがかえって消費者の不利益につながるおそれという話も出てきたかと思っています。

現状のルールを大きく変えて全ての品目に広げるという話は、委員の先生方のお話から

は出てこなかったかなと座長としては理解します。基本的には現在の制度を維持し、特に科学的な検証が可能になるといった状況の変化があれば表示対象品目に加えていく。さらに、遺伝子組換えが入っていないのか、いるのか、特に遺伝子組換えフリーというような消費者のニーズに対しては、これはまた論点4のほうにもかかわってくるかと思いますが、松岡委員からも御発言がありましたように、全ての消費者ではなくある一定の範囲の消費者のニーズに応えるという意味では、別個の認証制度というやり方、あるいはガイドラインで表示を推奨していくというやり方で対応してはいかがかというところかなと思います。

私のほうで強引にまとめてしまいましたけれども、委員の方々から再度御意見をお伺いしたいと思います。

特にないようでしたら、そういう方向で、論点1については基本的に現状の考え方を踏襲することで合意をしたということにさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

引き続きまして論点2、これは資料説明は終わっていますので、委員の御意見をお伺いしていくのですけれども、義務表示対象原材料の範囲の検討ということで、現状、上位3位で5%以上である原材料に限っているわけですが、これについてどう取り扱うか、この数字を変えていくかどうかという議論に移りたいと思います。これにつきまして、各委員からの御意見をお伺いしたいと思います。

どなたからでもよろしくお願いします。

○立川委員 先ほど事務局の方から御説明いただいた8ページですが、このような現行の制度が整理された背景として、国際的な取り扱いを踏襲されたと御説明いただきました。コーデックスなどの取り扱いを想定されておられるかと思うのですが、どのような規定が国際的な基準としてあるのかということについて補足説明いただければと思います。

○蓮見課長補佐 これは遺伝子組換えの表示の制度そのものではないのですけれども、コーデックスの一般規格の中に、原材料表示の関係で複合原材料の規定がございます。その中で、当該食品の構成割合の5%に満たない複合原材料が使用されている場合は、その複合原材料の原材料を表示する必要はないという規定がございます、こちらの5%という数字を引っ張ってきたと聞いております。

○立川委員 済みません、ちょっと聞き取れなかったのです。5%以下のものであれば何をする必要がないということですか。

○蓮見課長補佐 当該複合原材料が全体の5%に満たない場合には、その複合原材料を構成する原材料については書かなくていいという規定がございますので、そちらを参考にしたということです。

○立川委員 ありがとうございます。

○湯川座長 武石委員。

○武石委員 ここのところは、本来資料として何か持参すればよかったのですけれども、

現状、かなり個食化の進む中で、例えばお菓子とか素材にしても小さい商品が出てきておりまして、発表の中でもインスタで、ライフさんのほうでプライスラベルがもう限界だみたいな話もされておりましたけれども、お菓子なんかを含めてこれから原料原産地表示が入っていくとなると、既に小さな包装の食品については、包材、容器包装上の表示が限界に来ているというのは、もう業者はみんな周知の事実でございまして、これについてさらに上位3位を5位にするとかパーセントを変更することになると、遺伝子組換えの原材料というのは異性化糖とか油成分を含めますと結構ございまして、それこそ表示スペースの点から見てもなかなか難しいというのが現場の実態ではないかなと思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

江口委員。

○江口委員 今の武石委員の発言の中にもかなり関係するのですが、スーパーマーケットの店内で加工して提供する商品は、かなり最近個食化が進んで、しかもさまざまな食材をその中にセットに入れてそのまま食べられるというのでしょうか、一番わかりやすいのは個食鍋といわれるものなのですが、これから冬になると必ず出てくるのですが、普通鍋物ですと食材を一個一個買って、3～4人で一緒に食べるというのが昔の姿でしたが、今は一人一人違う鍋が食べられるように一個一個になっているのですね。当然中身も、日本人というのは見えないとだめだというのがあって、表示ラベルが大きくなればなるほど中身が見えなくなって売りづらくなる。つまり、お客様がその商品を見て選ばなくなってしまいうという問題も実はあって、なるべく商品、食材がちゃんと見えるような表示の仕方しないと、商品として成り立たない部分がありますので、この辺のところは実際のところを考えるとふやすのはなかなか難しいと考えております。

○湯川座長 澤木委員。

○澤木委員 消費者としては、小さい容器でも、広告を少し小さくしていただいても一括表示をちょっと大きくということは要望いたします。それから、韓国と日本は大体同じような状況だと思いますので、この上位3位までと5%について韓国並みを希望いたします。

○湯川座長 済みません、韓国並みというのは、具体的に言いますと。

○澤木委員 韓国の表示では、意図せざる混入率は3%で、表示義務の原材料の範囲については全ての原材料となっています。

○湯川座長 わかりました。

夏目委員、お願いします。

○夏目委員 先ほども発言させていただきましたけれども、座長がまとめましたとおり、科学的検証がもとになってこれから進めるということでありまして表示の拡大は進みませんので、ほかのところでもう少し検討できないかと考えましたときに、ここの5%以上という数字は下げてください。5%以下であれば「遺伝子組換えでない」と表示できる

というのは問題だろうと思います。入っているのに、表示には入っていないと表示できるわけですから。

それから、今澤木委員が韓国は3%とおっしゃいましたけれども、事務局では1%に韓国が変わる、変わった、どっちだったかしら。それはなかったですか。済みません、ちょっとそれは私のミスでございます。この意図せざる混入率は、韓国、台湾、それからEUはもちろんですけれども、比べても5%というのは高い数字なので、ここは限りなく下げていただきたいと思います。

私が思ったのは、オーストラリアとニュージーランドが混入率1%ですよね。GMをつくっている国で混入率1%はどういうことを指すのかなと、ちょっと疑問に思ったものから。済みません。

○湯川座長 夏目委員、今議論している5%は意図せざる混入率ではなくて、食品中に5%含まれている原材料であれば遺伝子組換えかどうかを表示するという部分ですので。

○夏目委員 済みません、大変失礼いたしました。

○湯川座長 そういう理解での御発言ということでよろしいですね。

○夏目委員 はい。申しわけありません、ちょっと言葉が間違っておりました。

○湯川座長 ですから、5%より少ない加工原材料についても遺伝子組換えであれば表示していくべきだというお話ですね。

○夏目委員 5%より少し下げていただきたいと思います。

○湯川座長 わかりました。

ほか、いかがでしょうか。

立川委員。

○立川委員 今、オーストラリアや韓国の状況についての議論がありましたので、海外の状況ということで補足させていただきます。

論点1と論点2の比較をしてみますと、論点1に関しましては、世界では恐らくEUにおいてのみ、DNAが検出できないものにまで表示を行っていると考えられます。したがって、先ほどの座長の取りまとめのように、多分国際的にもこのような方式は一般的な取り決めになっていると考えられます。

他方、論点2に関しましては、原材料上位3品目5%という形で規定している国は、逆に恐らく日本だけなのではないかと感じております。海外では、例えばEUも0.9%が閾値になっていますが、これは全ての原材料に対して0.9%が適用されています。ですから、こういった限定を行っているという国は日本しかない。

これは日本が世界に先駆けて遺伝子組換え義務表示制度を導入したということで、日本の知恵が結集されていると言ってもいいかも知れませんが、状況としましては以上のとおりです。

先ほどオーストラリアの件がございましたが、オーストラリアで遺伝子組換え作物が栽培されておりますのは綿花と菜種だけです。ですから、オーストラリアは論点1と同じよ

うに原材料にDNAが検知できなければ表示する必要がないということですので、そういった菜種油は表示の対象外となっていることも、この1%と関係しているのかなと思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員。

○今村委員 どこで書くかということには科学的な根拠はなくて、どこまで書けるかということのせめぎ合いなのだと思います。全ての原材料をもし法律規制なしに書かせるとしたら、例えばアレルギー表示なんかを微量まで全部書けば、ほとんどの食品は全て表示だけで埋まってしまうということがあります。

自分でこういう表示を考えると、幕の内弁当をよく考えるのですけれども、幕の内弁当を書き切れれば大体書けるだろうと思っています。例えばアレルギー表示をつくったときも、本当に細かいところまで全部書けば、幕の内弁当は全て表示で埋まってしまうのですね。最低限4分の1以上は見えないと困るという限定をかけると、必然的にどれぐらいまで書けるかということが決まってくる、これをもし拡大するとしたらどれぐらいまで表示が見づらくなるのかということを検証するべきだと思います。多くの商品がこれのために商品そのものが見えにくくなると思いますので、それとのでんびんだと思うのですね。

それが実際の消費者の方への影響として、遺伝子組換えをこれだけ書いてもらうことと、商品そのものが見づらくなる、いっぱい表示の最中に「組換えでない」という表示が出てきますから、5回出てくることが本当に幸せかどうかということをしてんびんにかけることだと思うので、広げるとしたら、どれぐらい見づらくなるかということが前提になるのではないかなと思います。

○湯川座長 澤木委員。

○澤木委員 例えばマーク等を使うとすれば、そんなにスペースを取らないのではないかなと思うのです。

○湯川座長 アレルギー表示などで採用されているような欄をつくって表示させていくというようなやり方がありますが、具体的に今思いつきませんが、そういうようなアイデアですね。

3品目・5%についてなのですが、今のところ議論が拮抗している状況かなと思います。引き続き御発言、いかがでしょうか。

神林委員。

○神林委員 この部分は、私はどちらかという現実的なところを想定して、全てのものを表示の対象とすると、それを調べるのにかなりのコストや時間がかかるでしょうし、「主な原材料」の定義が「国内および国際的な取り扱いに習っている」とのことでしたので、この重量上位3位品目かつ食品中に占める重量が5%以上とするという考え方を踏襲したほうがいいのかという認識を持っています。

○湯川座長 ありがとうございます。

松岡委員から御発言いただきましたか。

○松岡委員 論点1の品目の拡大とも関連してくると思うのですが、品目がふえていけば原材料の書かなければならないものもふえてくると思うのですね。ただ、重量等3品目までとなっているので、例えば油を使ったものとかそういうが入るのかどうかというのは、重量的に見当がちょっとつかないのです。それから、砂糖類のようなものを入れるべきかどうかというところは検討する必要があるかもしれませんね。ただ、3品目までという限定をどうするかを考えるというのが一番大きいのではないかなと思います。

○湯川委員 今、松岡委員のお話にありました油あるいは砂糖については、論点1の結論からしますと表示対象にはならないこととなりますので、表示対象になった原材料について上位3位・5%となりますので、その前提条件のもとでこの3・5をどうするかという議論ですね。

ほか、いかがでしょうか。

武石委員。

○武石委員 そもそも論に立ち返ると、遺伝子組換え表示は食の安全にかかわる表示ではないという理解のもとですと、先ほどおっしゃったように、アレルゲンとか重要な情報に埋もれて表示事項が多くなると、かえって食の安全に関する情報が見にくくなるといった現実問題もあります。表示しようとする、どうしても原材料の後に括弧書きで表示するというのに恐らくなるのでしょうから。

そうしますと、どうしても表示項目が多くなる中で、消費者にとってむしろ安全性の情報が見にくくなるといったデメリットもあるとも考えておりますし、そもそも全農の方がおっしゃったように、全ての品目についてまた改めてきちんと原材料まで立ち返ってチェックして、資料として整理して表示するということの本当の意味合いが、この安全性にかかわる表示という点であるのかと。上位3品目まで表示するのを上位5品目まで表示するのは、どれぐらい消費者にとって安全性といいますか、選択の拡大という点で意味があるのかといった点をしっかり考えるべきではないかなと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

まだ発言いただいていない近藤委員、いかがですか。

○近藤委員 私はこの上位3位かつ5%というのは、明確に説明できる根拠はないのですが、非常にリーズナブルであって、コーデックスにも遵守しているということで、現行制度のままでいいのではないかと考えます。逆に全ての原材料に広げようということになってしまうと、検証が可能かというところにもなってしまいますので、私は現行制度でいいのではないかと考えています。

○湯川座長 ありがとうございます。

これで一巡、各委員のお話をお伺いしたわけなのですが、このお話を聞いた上で再度御発言という方がおられましたら、どなたからでもお願いします。

もしないようでしたら、夏目委員から、もっと下のほうまで、5%に限る必要はないのではないかという御意見がありました。大勢の意見は現状の3品目・5%であったと考えます。また、実行上の問題も踏まえ、あるいは表示上のラベル、澤木委員からは表示面積に占めるいわゆる広告、そういった面積、それからマークで表示するなどの工夫もあるのではないかという意見がありました。一方で今村委員、あるいは江口委員からもありましたように、弁当、総菜の類いのラベルですとそういったスペースもない中での表示になりますので、そういう実行上の問題などもあるという意見を勘案しますと、現行の3品目あるいは5%というところは妥当なところではないかというのが、異論のある委員はもちろんおられるわけですが、委員会の大体の意見としては現状3品目・5%を維持するというところに落ちつくのではないかと思います。いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○湯川座長 よろしければ、もちろん各位委員のご発言は議事録に残りますし、全ての委員がこれに賛成したというわけではありませんが、委員の大勢として3品目・5%であったという結論にさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございます。

予定の時間の12時を回ってしまいましたので、きょうの議論はここまでとしたいと思います。次回の日程につきましては、事務的に調整すべき事項がありますので、追って連絡をさせていただくということにしたいと思います。

それでは、本日の検討会はこれで終了したいと思います。どうもお忙しいところありがとうございました。